

する。

(1) 第 19 条又は第 35 条第 7 項の規定により許可に付された条件に違反した者

(2) 第 36 条第 4 項の規定に違反した者

第 58 条 次の各号のいずれかに該当する者は、50 万円以下の罰金に処する。

(1) 第 13 条第 1 項の規定による届出をしないで指定希少野生動植物以外の県内希少野生動植物の生きている個体の捕獲等をし、又は虚偽の届出をした者

(2) 第 13 条第 2 項の規定による命令に違反した者

(3) 第 13 条第 5 項の規定に違反した者

(4) 第 23 条第 1 項の規定に違反して登録を受けないで特定希少野生動植物事業を行った者

(5) 不正の手段によって第 23 条第 1 項の登録（同条第 2 項の登録の更新を含む。）を受けた者

(6) 第 30 条第 2 項の規定による事業の停止の命令に違反して特定希少野生動植物事業を行った者

(7) 第 36 条第 5 項において準用する第 35 条第 7 項の規定により許可に付された条件に違反した者

(8) 第 37 条第 1 項の規定による届出をしないで同項に規定する行為をし、又は虚偽の届出をした者

(9) 第 37 条第 2 項の規定による命令に違反した者

(10) 第 37 条第 5 項の規定に違反した者

第 59 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

(1) 第 17 条第 5 項の規定に違反して許可証又は従事者証を携帯しないで捕獲等をした者

(2) 第 22 条第 1 項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(3) 第 31 条第 1 項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(4) 第 39 条第 1 項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第 2 項の規定による立入検査若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(5) 第 40 条第 4 項の規定に違反して、同条第 1 項の規定による立入りを拒み、又は妨げた者

第 60 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第 56 条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して 9 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(準備行為)

2 第 9 条第 1 項の基本方針の策定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、同条の例により行うことができる。

3 県内希少野生動植物、指定希少野生動植物及び特定希少野生動植物の指定並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、第 10 条第 1 項から第 4 項までの規定の例により行うことができる。

4 第 34 条第 1 項、第 35 条第 1 項及び第 36 条第 1 項の指定並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、第 34 条第 2 項から第 6 項までの規定（第 35 条第 3 項で読み替える場合を含む。）及び第 36 条第 2 項の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

5 この条例の施行前にこの条例による改正前の熊本県希少野生動植物の保護に関する条例（以下「旧条例」という。）の規定によりされた許可については、なおその効力を有する。

6 この条例の施行前に旧条例の規定により指定された特定希少野生動植物及び特定希少野生動植物保護区については、なお従前の例による。

7 この条例の施行前に旧条例第 8 条第 1 項及び第 9 条第 4 項の規定により非常災害のために必要な応急措置として行った行為については、なお従前の例による。

8 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

熊本県立自然公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 16 年 3 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第 20 号

熊本県立自然公園条例の一部を改正する条例

熊本県立自然公園条例（昭和 33 年熊本県条例第 45 号）の一部を次のように改正する。